

daily コラム

2023年1月19日(木)

〒308-0842 茨城県筑西市一本松 624-3

税理士法人和敬会筑西事務所 TEL 0296-22-3689 FAX 0296-25-0627

Email tfc@wakei-kai.com

令和5年度税制改正大綱 車体課税編

車体課税では、電動車の普及と競争力強化に向けた見直しが行われます。

(1) 自動車重量税のエコカー減税

半導体不足等の状況を踏まえ、現行制度を令和5年12月31日まで継続し、以降、減免区分の基準となる2030年燃費基準の達成度を段階的に引き上げます。

エコカー減税（乗用自動車、軽油自動車を除く）

減免区分	現行	令和6年1月1日以後	令和7年5月1日以後
2回免税	2030年度燃費基準 120%以上達成	現行と同じ	125%以上達成
1回免税	2030年度燃費基準 90%以上達成	現行と同じ	100%以上達成
50%減税	2030年度燃費基準 75%以上達成	80%以上達成	90%以上達成
25%減税	2030年度燃費基準 60%以上達成	70%以上達成	80%以上達成

令和2年度燃費基準を達成しているものに限る

(2) 自動車税の環境性能割

エコカー減税と同様、現行制度を令和5年12月31日まで継続し、以降、税率区分の基準となる2030年燃費基準の達成度を段階的に引き上げます。

自動車税 環境性能割（自家用自動車）

税率区分	現行	令和6年1月1日以後	令和7年5月1日以後
非課税	2030年度燃費基準 85%以上達成	現行と同じ	95%以上達成
1%	2030年度燃費基準 75%以上達成	80%以上達成	85%以上達成
2%	2030年度燃費基準 60%以上達成	70%以上達成	75%以上達成

令和2年度燃費基準を達成しているものに限る

(3) 種別割のグリーン化特例

自動車税種別割及び軽自動車税種別割は、営業乗用車のグリーン化特例（軽課）を2～3年延長の上、廃止。営業乗用車以外のグリーン化特例（軽課）及びグリーン化特例（重課）を、3年延長します。



燃費基準のハードルは、毎年、高くなります。